

税制大綱が発表されました

☆ 今年も一年間ありがとうございました。
12月27日(日)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(火)より営業いたしますので、何卒よろしくお願いたします。

本年12月10日に令和3年度の税制改正大綱が発表されました。今回の改正は、例年と比較して大きな目玉となるような改正はありませんでしたが、その中でも今回気になったものをいくつかピックアップしてみました。

1. 法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長

中小企業者等に係る法人税の軽減税率（年800万円以下の所得金額について税率15%に軽減。本来は税率19%）について、適用期限が2年間延長され令和5年3月31日までとなりました。

2. 住宅ローン控除の特例延長・拡充について

消費税率10%への引上げに伴う消費の反動減対策として、控除期間を通常の10年から13年としていた特例措置が令和4年12月末まで延長されることになりました。適用を受けるには、一定期間内（新築の場合は令和2年10月から令和3年9月末まで、新築以外は令和2年12月から令和3年11月末まで）に契約し、令和4年12月末までに入居することが条件です。

また住宅ローン控除の適用条件である床面積についても、現行制度の50㎡以上から40㎡以上に緩和される特例措置が講じられます。ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満の物件について適用できるのは合計所得が1,000万円以下の方に限られます。また、適用ができて、次年度以降

で合計所得金額が1,000万円を超えてしまう年については住宅ローン控除が適用されません。適用除外となる方は少ないと思いますが、注意が必要です。

また1%という控除率についても今後改正される見込みです。現行制度では、年末の住宅ローン残高等の1%をその年の所得税から差し引いていることに対し、かねてより会計検査院から1%が高すぎるのではないかとの指摘があり、控除率や控除額のあり方を令和4年度税制改正において見直すこととされました。

改正案としては「1%を上限に、実際に支払った利息額」となる可能性が浮上しています。近年、住宅ローン金利はきわめて低くなっており、変動金利が0.5%を下回る金融機関が多くなっているのが現実です。ただ現行の住宅ローン控除制度では、「実際に負担した金利分」ではなく「住宅ローン残高の1%」が控除額となっているため、金利負担分より控除額のほうが上回るケースが続出しており、住宅ローンを組んで住宅ローン控除を受けた方がお得ともいえる状況となるため問題視されているようです。

もしかすると、1%の控除率、13年間というお得な住宅ローン控除は、令和3年または4年を最後に終了になるかもしれません。

3. 5年以内退職者に対する退職金課税の強化

数年前より役員については退職所得の課税強化が行われてきましたが、それが一般社員にまで拡大することとなりました。

今回の改正で、勤続5年以内の役員でない者について、退職金支給額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、2分の1の軽減措置が受けられなくなることが決定しました。簡単に言えばこれによ

り5年以内の勤務期間で340万円以上の退職金を得た方の所得税が現行法と比較して増える可能性大ということです。

これまで退職所得は長期にわたる勤務の結果として得られるものであるとして、給与所得と比較して税金計算上、優遇されていました。しかし昨今、外資など一部企業で勤務期間を数年とした上、給与を少なくする一方、退職金を多くし社員の税負担を軽減するケースが多く見られ、制度の趣旨にそぐわない節税策として問題視されていました。

例として、子会社に一定期間出向するという場合、月々の給料は低く抑えて、出向元に戻るときに退職金として差額をもらうという方法がありました。こうした方法を取れば給与・退職金を合わせた総支給額自体は変わりませんが、税金計算上有利になり、手取り額が増えるという仕組みです。

4. 所得拡大促進税制の延長・要件の見直し

中小企業の所得拡大促進税制について、これまで「継続雇用者給与等支給額」が前年比1.5%以上増加していることが要件とされてきましたが、今回の改正により「雇用者給与等支給額」が前年比1.5%以上増加していることを要件にした上で、適用期限が2年延長されることになりました。(令和5年3月31日までに開始する事業年度まで)。

改正前は、前期と当期を通じて毎月給与をもらっていた継続雇用者(=既存社員)の給与がアップしていなければ要件を満たさずでしたが、改正後は新入社員も含めた給与総額が前年度よりアップしていれば適用されるというシンプルな制度に変わります。国としても給与アップよりも雇用全体の確保に重点を移したとも言えます。久納会計としても決算申告の際には常に検討している事項になりますので今後より一層注視していきます。

*注 所得拡大促進税制・青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させ

た場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度のこと。

5. 税務関係書類の押印義務の見直し

新型コロナウイルス禍を受けて現政権が掲げる社会のデジタル化の一環として、税に関わる書類でも「脱ハンコ」を進められることになり、令和3年4月1日以降に提出する税務関係書類について国税、地方税共に原則として押印が不要となりました。ただし、書類の提出時に実印と印鑑証明書が必要となる書類(相続税申告書に添付する遺産分割協議書など)については例外として押印が必要となります。

6. 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長・見直し

教育資金の一括贈与の非課税措置とは、30歳未満の人が祖父母や親から入学金や授業料などの教育目的の資金を1500万円上限に援助を受ける場合、贈与税が非課税になる仕組みのことです。今回の改正で令和5年3月31日までこの非課税措置が延長となりました。

ただし、内容について見直しがありました。贈与者が死亡したときに使い切れていない残額について、死亡日に受贈者が23歳未満や在学中である場合を除き、贈与日から死亡日までの年数に関わらず、受贈者が相続で取得したものとみなして相続税が課税されることになりました。また、受贈者が孫などの場合、いわゆる「2割加算」の対象になります。

現行制度では、死亡前3年以内に贈与を受けていた場合の残額のみ相続税課税が行われていたのですが、節税目的での贈与が増加しているとして、非課税の条件が厳しくなったと考えられます。ちなみに教育資金の一括贈与については金融機関に開設した専用口座で資金が管理され、領収書などで教育目的に支出されたかが細かくチェックされるなど、利用には事前準備も必要です。ご検討される場合は是非一度ご相談ください。

以上